

国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更等に関する パブリック・コメントの実施結果について

1. 概要

- ・平成19年3月29日から4月28日までの間、今回の変更に対する国民からの意見を募集。
- ・提出された意見の概要とそれに対する対応方針をとりまとめ、6月19日に環境省ホームページに掲載することにより、実施結果を公表。
- ・丹後天橋立大江山国定公園及び若狭湾国定公園に係る意見に対する対応方針については、管理を担う京都府とともに回答を作成。

2. 提出された意見の数

| 公園名 | 意見提出数 | 整理した意見件数 |
|--------------|-------|----------|
| 西表国立公園 | 19通 | 24件 |
| 丹後天橋立大江山国定公園 | 13通 | 14件 |
| 若狭湾国定公園 | 1通 | 1件 |
| 網走国定公園 | 0通 | 0件 |
| 合計 | 33通 | 39件 |

3. 意見の概要と対応方針

- ・西表国立公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・丹後天橋立大江山国定公園・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- ・若狭湾国定公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

西表国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----------------------------|--|----|---|
| 公園区域及び保護規制計画に関するご意見 | | | |
| 1 | 石垣島の国立公園編入はむしろ遅すぎたと考える。八重山全域を普通地域にし、西表島の国有地・公有地は全て特別地域にすることが急務である。 | 1 | 国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を対象として、その資質に応じて区域等を定めることとされています。ご意見は、概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、参考にさせていただきます。 |
| 2 | なるべく早く石垣島の国立公園指定をして欲しい。自然を破壊してのリゾートホテルの建設は言語道断であり、国立公園に指定されなければこのような開発を止められないのは悔しい。将来、カムリワシが大空を舞い、海は珊瑚で覆い尽くされるような光景が見られるようになるといい。 | 1 | 本年6月下旬に中央環境審議会に諮問し、答申を得たのち速やかに指定することとしています。 |
| 3 | 後背地の山や森や流れ込む河川が一体となって湿地を形成していることから、名蔵アンパル湿地の周辺区域に広く第3種特別地域をもうけるべき。 | 1 | 名蔵アンパルの上流側は既に土地利用の進んだ地域であり、国立公園としての資質を有しているとは言い難いことから、環境省原案のとおりとします。 |
| 4 | 石垣島は小さい島ながら地形が多彩で、地質の特徴が異なるなどそれぞれの地域性が極めて高く、景観としての質を高くしている。岬と岬の構成美もその一つである。しかし、野底崎と野底石崎は公園区域に含まれていない。すばらしい景観を包含するためには、この2つの岬、せめて海域だけでも区域に含めるべきである。 | 1 | 野底崎及び野底石崎については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。 |
| 5 | 石垣島の北西海域が公園区域から除外されるのは不自然。開発を一定の区域の中にとどめ、他の区域は保護する必要がある。南西海域は生活圏として開発を認め、他の区域・海域は全て国立公園に指定して保護して欲しい。 | 1 | 当該海域については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。 |
| 6 | 米原Wリーフが指定対象として配慮されていないのはなぜか。特有の生態系を有しているが故に中北部エリアでの有力なダイビングエリアにもなっているこの海域を指定しないのは理解に苦しむ。 | 1 | 当該海域については、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----|---|----|---|
| 7 | 新石垣空港整備事業は整備予定区域に生息する希少な野生動植物だけでなく、赤土流入等により白保サンゴ礁生態系に大きな影響を及ぼす恐れが高い。空港整備事業は国の施策として整合性を欠くものであり、整備予定区域を公園区域に指定し、陸海一体の白保サンゴ礁生態系の保全をすべきである。 | 1 | 国立公園の指定は、当該地域の自然景観の質に着目して行われるものであり、新石垣空港予定地は、国立公園としての資質を有していないと判断しています。 |
| 8 | 西表の海岸線は石垣以上に貴重な自然が残されており、これらは内陸部の自然と依存しあっていることから、内陸部を守るためにも海岸線の保全は是非とも必要だと思う。 西表についても必要な地域を、今回の追加で無理なら早急に検討し、調整し、是非数年の内に追加してほしい。 | 1 | 西表島については、平成15年に公園区域及び公園計画の再検討を行ったところであり、今後予定している公園計画等の点検作業において、必要に応じて見直しをまいります。 |
| 9 | 有望な窯業の材料となる鉱物資源の採掘が不可能となり、産業振興に逆行する。埋蔵されている鉱物資源の採掘ができなくなるような国立公園指定に断固反対。 | 1 | 現在、露天掘りによる大規模な鉱物資源の採掘箇所は国立公園の予定区域に含まれていない他、特別保護地区以外で既に鉱業権が設定されている区域内では、許可基準に適合した鉱物の掘採は可能です。 石垣島の優れた自然環境、風景の維持のため、ご理解いただけるようお願いいたします。 |
| 10 | 石垣市の風景づくり条例の風景区分と国立公園区域の指定区分に整合性がない。はんな岳を第3種特別地域として保護することに異論はないが、はんな岳の裾野地域は農林水産業の経済活動が活発に行われており、公園指定はこれらの活動を阻害し、少子高齢化による過疎化に拍車をかける。はんな岳の裾野地域を除外しなければ、国立公園指定に反対する。 | 1 | はんな岳東側は、特別地域としては最も規制が緩く、通常の農林漁業であれば原則として風景の維持に影響を及ぼすおそれが少ないと許容される第3種特別地域（海岸線は第2種特別地域）を予定しております。当該区域においては、通常行われる農業活動は引き続き実施可能です。 |
| 11 | 北部地区住民のリゾート施設建設にかかる思いに水をかけるような仕打ちである。 | 1 | 国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能です。国立公園として風景が維持されることにより、観光資源が保護され、地域にも寄与するものと考えております。国立公園に指定されれば、環境省としても市や地域住民と協力して適正な利用の推進を図り、地域にも寄与する公園となるよう努めてまいります。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----|--|----|--|
| 12 | <p>市有地の利活用に関して自治体の独自性、独立性が失われる国の管理に断固反対。民有地であっても様々な規制がかけられ、農業、リゾート建設など自由な経済活動ができなくなる。国立公園指定に断固反対。</p> | 1 | <p>国立公園の風景を維持するため、一定の行為に制限がかかりますが、土地の利用に関して自治体の独自性や独立性が失われることはありません。また、第3種特別地域では、通常行われる農業活動は引き続き実施可能です。さらに、国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能です。国立公園として風景が維持されることにより、観光資源が保護され、地域にも寄与するものと考えております。国立公園に指定されれば、環境省としても市や地域住民と協力して適正な利用の推進を図り、地域にも寄与する公園となるよう努めてまいります。</p> |
| 13 | <p>石垣島北部では、急速な少子高齢化、若者離れが深刻になっている。雇用問題を解決していかなければならず、国立公園は企業の進出障害の要因になることが考えられる。</p> <p>そびえ立つ山々の国立公園編入は良いが、集落周辺地域の編入は良くない。編入後に地域や集落が衰退に向かうことがあってはならず、宅地や企業の進出地になりうる土地が有効活用不可となることは非常に残念である。環境と開発可能地のバランスを保ちながら調整を進めてほしい。</p> | 1 | <p>国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合した宅地等の建設は可能です。また、全国には、国立公園が地域振興に寄与している例が多数あります。国立公園の指定により、自然環境、風景の維持と地域の発展の両立を図るよう、地元市等と協力して努めてまいります。</p> |
| 14 | <p>石垣市北部は農業が中心であり、若者の農業離れから少子高齢化及び過疎化が進んでいる中、リゾート施設建設が進められ、雇用拡大と地域活性化に地域住民の大きな期待が寄せられている。しかし、国立公園指定は農林水産業など地域経済活動に規制がかけられるほかリゾート施設建設の大きな足かせとなることから、北部地区の過疎化に危機感を強くしている。説明が不十分であり、平久保半島の裾野部分について、公園区域指定からの除外を求める。</p> | 1 | <p>ご指摘の区域は、第3種特別地域に予定している区域ですが、国立公園内においても、風景との調和を目的とする許可基準に適合したリゾート施設の建設は可能であり、全国には、国立公園内に建設されているリゾート施設もあります。なお、現在、石垣市北部で計画されているリゾート計画は、久宇良地区及び野底地区がありますが、この区域は国立公園と重複しておりません。</p> <p>農林水産業については、第3種特別地域では、畜産業を含め通常行われる農林水産活動は、引き続き実施可能です。</p> <p>また、平成19年2月以降、石垣市内の全公民館と調整し、合計11回の説明会を開催してまいりました。国立公園指定の目的、制度や仕組みについて一定の理解をいただいているものと認識しておりますが、今後とも地元のご理解がさらに得られるよう努めていく考えです。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----------------------|--|----|--|
| 海中公園地区に関するご意見 | | | |
| 15 | <p>白保サンゴ礁生態系を保全するためには、少なくともアーサヌサキからブーグチまでの海域を海中公園地区にすべきである。</p> <p>また、海と陸は一体の生態系であるため、当該海域に流入する轟川およびその集水域を可能な限り公園区域に編入し、国として赤土流入対策を主導的に進めるべきである。</p> | 1 | <p>白保海中公園地区は、北半球で最大規模のアオサンゴ群落が見られること、アオサンゴやハマサンゴの巨大な群体によるマイクロアトール（海水面で上部が平らになった円筒状のサンゴ群体）が多数存在することなどの学術的価値や、グラスボート等の観光利用の状況から決定しております。なお、ブーグチは環境省原案において海中公園地区に含まれています。</p> <p>赤土対策については、石西礁湖自然再生協議会等の場を通じて、関係機関等に働きかけてまいります。</p> |
| 16 | <p>米原海域の海中公園地区が、いわゆる「ヤドカリ浜」の左右を二分するように設定されたのはなぜか。この浜への導入路にリゾート開発用地が含まれていることで、何らかの圧力等がかけられた結果の海域指定だとするならば、本来の国立公園指定の意義を損なうものだ。</p> | 1 | <p>米原海中公園地区の区域については、造礁サンゴ類等の生物相に加え、スノーケルによる自然観察等の利用状況を考慮して定めております。</p> |
| 17 | <p>米原海中公園地区よりも東側の富野集落下、佐久田川河口に健全なサンゴ礁が見られ、サンゴ礁の保全や子どもパークレンジャー活動等の利用という観点から、米原海中公園の指定区域を佐久田川河口域まで東へ拡大すべきである。</p> <p>また、米原海岸東部の防潮林及び佐久田川流域は希少な動植物が生息・生育するだけでなく、サンゴ礁とも密接に関係していることから、特別地域に指定し、併せて保全を図るべきではないか。</p> | 5 | <p>米原海中公園地区の区域については、造礁サンゴ類等の生物相に加え、スノーケルによる自然観察等の利用状況を考慮して定めております。御指摘の海域については、海中公園地区に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。</p> <p>また、米原海岸東部の防潮林及び佐久田川流域についても、公園区域に含めるべきと判断するに十分な情報が把握されていないことから、環境省原案では区域に含めておりません。</p> <p>両地域については、今後概ね5年ごとに行う予定の公園区域の見直しの際に、必要に応じて検討してまいります。</p> |
| 利用施設計画に関するご意見 | | | |
| 18 | <p>米原キャンプ場の現状は見るに見かねる惨状となっている。第2種特別地域に指定され、このエリアおよび当施設の維持管理をどのように考えているのか。抜本的な維持管理体制の確立が必要。</p> | 1 | <p>米原キャンプ場は、公園計画の利用施設計画上で野営場に位置づけ、設置者である石垣市が引き続き管理を行います。環境省としても、石垣市と協力して適切な公園管理に取り組んでまいります。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----------------|---|----|---|
| その他のご意見 | | | |
| 19 | 名称は、西表の指定地域拡大を前提に、石垣地域を追加するという意味では、西表国立公園のままでいいと思う。 | 1 | 名称については、国立公園に指定される区域を適切に表現しているか、当該国立公園の保護及び利用に良い影響を及ぼすものか等の観点から中央環境審議会において審議され、その結果を踏まえて環境大臣が決定することとなります。 |
| 20 | 住民への説明が不十分、拙速であり説明責任が果たされていない。市当局は、なぜ公園化が必要なのか、要請の経緯、メリット・デメリットを市民に対して説明すべきであり、環境省に説明責任を負わせるのは納得できない。 | 1 | 石垣島の国立公園指定に関する説明会は、石垣市との共催で開催し、質疑では石垣市からも説明いただいています。 |

丹後天橋立大江山国定公園の指定及び公園計画の決定に関するパブリック・コメントの実施結果

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|-----------------------|--|----|--|
| 国定公園の指定に関するご意見 | | | |
| 1 | 京都府北部地域に住む者として、同じ地名がついた国定公園ができることは大変歓迎すべきことだ。指定されて良かったといわれる公園にしてほしい。 | 1 | ご賛同いただいたことを念頭におき、適切に取り組んでまいります。 |
| 2 | 大変時宜を得た内容であり賛成する。日本三景は全体的に認知度が低い状況にある。橋立の名を冠した国定公園ができることは、非常に良い方向であると考えます。 | 1 | ご賛同いただいたことを念頭におき、適切に取り組んでまいります。 |
| 3 | 大江山が指定されることを非常にうれしく思う。大江山は自然ばかりでなく、多くの鬼伝説や文化的遺産もある。これらの景観・遺産を守り、伝説と併せて次世代へ伝えていくことが重要。 | 1 | ご賛同いただいたことを念頭におき、適切に取り組んでまいります。 |
| 4 | 大江山の昔と変わらない、今のままの景色がそのまま残ってくれたらと思っていたところ、国定公園ができると知り、とてもうれしく思った。公園が早くできるように願っています。 | 1 | ご賛同いただいたことを念頭におき、適切に取り組んでまいります。 |
| 5 | 地域の農村環境の保全によい効果があるのではないかと、喜びと期待を募らせている。国定公園指定を契機に都市住民が農村、里地里山の豊かな自然に親しみを持ち、自然環境の理解と実践が広がることを期待している。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |
| 6 | 大江山一帯を新たに指定することは極めてうれしい。これを機に市域活性化の起爆剤として国定公園の魅力を大いにアピールしていきたい。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |
| 7 | 地域住民は勇気づけられ期待を持って実現を待っている。大江山連峰は自然と人々が共生し作り上げた里山であり、守っているのは山村の人々。交流人口を増やすことにより地域の活性化を目指す取組が進められている中、今回の指定により脚光を浴びることは嬉しく勇気づけられる。子供たちにとっては夢が育まれることだと思ふ。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----------------------|--|----|--|
| 8 | 公園指定に関して大切なことは「地域の将来にとってどうなのかということ」であり、地域住民自らが汗を流して、知恵を出して、地域作りを行っていくことが必要だと思う。上宮津地域では、住民自らの地域作りへの気運が盛り上がり、公園指定をきっかけによりよい地域作りを行っていくことができると大いに期待している。地元の取り組みはもとより、国・府・市等の行政支援も重要な要素だと思うので、相互に協力をしてすばらしい地域作りができればと考えている。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |
| 9 | 今回の指定は福知山市として大変喜ばしいこと。指定区域は鬼退治伝説の大江山連峰、修験道開祖の山三岳山など、千年の歴史と文化が脈々と息づいている豊かな森林エリア。これらを次世代に継承していくためには、府北部での観光振興と観光保全を目指して、自然景観・自然環境・伝統文化という「財産」を保持し、特色ある「村づくり・まちづくり」を進めていく必要があり、そのためにも国定公園の指定はどうしても必要である。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |
| 10 | 指定に対し非常に大きな期待感をもっている。四季折々に変える姿が魅力の大江山は、長い歴史の中から人と自然がうまく共生し、尊崇され大切に守られてきたふるさとの山であり、今後ともその精神で子々孫々まで受け継がれなければならない大切な宝である。今後は地元住民が環境保全・森林保全にさらに努力をしなければならない。 | 1 | 今後、京都府において、地元、地元活動団体、地元市町等と協力し、地域の自然環境の保全と利用の増進を推進していくものと考えています。 |
| 公園指定区域に関するご意見 | | | |
| 11 | 最近、舞鶴市内の野鳥が次々と絶滅しつつある。中でもクマタカは道路新設工事の開始後、巣立った雛の数が減少しており、そもそも道路の必要性が疑問である。クマタカの繁殖地である由良ガ岳周辺を府立公園にでも指定して、こういった工事を中止できないものか。自然公園法は生態系保護より観光振興に重きが置かれているように感じるが自然保護の方へ方向転換すべき。 | 1 | 由良ヶ岳周辺につきましては、指定予定区域のほかにも優れた自然の風景地が数多く残されていると思料しますが、区域については、地元や関係機関等の意見を踏まえ、国定公園としての資質を有している区域を選定しています。 頂いたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----------------|---|----|---|
| 12 | <p>計画案から漏れている次の希少な環境・景観を指定区域に加えて欲しい。</p> <p>①長江地区（波見崎、長江、岩ヶ鼻、日置向山）には、今では希少な砂浜から民家に直接つながる里海景観や山城遺構などがあり、保護するために指定地域に含めてほしい。</p> <p>②かつて日本の6霊場の一つであった世屋山には、多くの修験施設の遺構や古道が残っていると考えられる。指定前にきちんと調査してほしい。</p> <p>③丹後全域には、自然と一体となった無数の山城遺構が現存している。山城跡は、必ず展望のよい場所にあるから、できるだけ多くの遺構を指定区域に入れてほしい。</p> <p>④豊かな湧水は丹後半島の大きな特質の一つであり、山間に多数散在する湧水湿地にはハッチョウトンボなどの希少種が多く生息している。また、湧水は丹後の農業に不可欠であるほか、阿蘇海の藻場を育ててきた。水がつなぐ山一里一海の絶妙なバランスを保持するために、広い視野を持った施策を期待したい。</p> | 1 | <p>丹後半島には、指定予定区域のほかにも優れた自然の風景地が数多く残されていると思料しますが、区域については、地元や関係機関等の意見を踏まえ、国定公園としての資質を有している区域を選定しています。</p> <p>ご指摘いただいた地区等については、情報収集等を進め、今後の公園区域の見直しの際に検討してまいります。</p> <p>また、丹後半島の里山景観は、ご指摘の通り、水がつなぐ山一里一海の絶妙な自然のバランスのもと、地域の人々の生活や文化、歴史の上に成り立っており、適切な管理を行う上で重要なテーマであると認識していますので、今後、京都府において、ご指摘いただいたことを念頭におき適切に取り組んでいくものと考えています。</p> |
| その他のご意見 | | | |
| 13 | <p>人々の営みとの関わりである里山をテーマとするこの国定公園の計画立案者や審議委員に、居住者として文化・景観・歴史などの広い知識や見識を持った人が地元から参加しているのか疑問を持った。指定により規制を受けるのはこの地域と住民であるが、京都府と宮津市は宮津市内の一般市民に対して国定公園化について全く説明しておらず問題。</p> | 1 | <p>公園計画（案）につきましては、地元の方に参加を募り、ワークショップ形式により地域の魅力ある資源について意見をいただき、学識経験者、専門家等から助言を得、策定いたしました。また、区域内の自治会等に対しては、関係市町から説明を行うとともに、関係市町からの要請に応じて、京都府からも説明を行ってきております。</p> <p>地域住民の方々にはこのように説明を行ってきたところですが、今後とも京都府において、地元、地元活動団体等の意見を取り入れ、よりよい国定公園にしていくものと考えています。</p> |
| 14 | <p>指定予定地域内の丹後縦貫林道を観光道路化に向けて拡幅工事中であり、弓ノ木峠以南は新規造成中である。これらにかかる大規模なバイパス開削や法面造成などで自然林や遺跡を破壊している。指定後も工事継続は許可されるのか。</p> | 1 | <p>自然公園法により、現在着手されている拡幅工事及び新設工事については知事に届け出をすることとなっており、今後新たに行われる工事については自然公園法の基準に照らし、その適否を判断することとなります。</p> <p>いずれにしましても丹後縦貫林道の事業執行者は国定公園管理者と同じ京都府であり、工法等について極力自然環境が維持されるよう、京都府において調整を図っていくものと考えています。</p> |

若狭湾国定公園（京都府地域）の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

| 番号 | ご意見の概要 | 件数 | 対応方針 |
|----|---|----|---|
| 1 | 中池見湿地は、特異な地形的、地質学的理由による泥炭湿地として多様な水環境が生み出す多様な生態系を形成している。よって、中池見湿地を指定区域に入れるべきである。 | 1 | 今回の若狭湾国定公園の公園区域及び公園計画の見直しは京都府地域について行うものであるため、福井県の中池見湿地について検討したものではありません。 頂いたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。 |